

令和7年分 確定申告 市民税・県民税申告

今年も税の申告（確定申告、市民税・県民税申告）の時期となりました。

申告が必要な人はお早めに準備し、期間内に申告をお願いします。

問 国税相談専用ダイヤル（☎ 0570-00-5901）、税務課市民税担当（☎ 594-5518）

申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)

※所得税の還付申告や市民税・県民税申告は2月15日(日)以前も行えます

1

申告が必要なのはどんな人？

下記を参考に、確定申告や市民税・県民税の申告が必要かどうかご確認ください。

確定申告が必要な人

問 国税相談専用ダイヤル（☎ 0570-00-5901）

令和7年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人

1か所から給与を受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得と退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人

2か所以上から給与を受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人（ただし一部申告不要となる場合あり）

※上記は申告義務がある主な場合であり、上記以外でも申告が必要となることがあります。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合は申告不要（外国年金を含む場合を除く）です。ただし、申告により所得税の還付を受けられる場合があります。

※所得税の課税対象となる所得がない場合は、申告不要です（遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外）。

必要はなくても申告したほうが良い場合もあります。詳細はお問い合わせください。



市民税・県民税申告が必要な人

問 税務課市民税担当（☎ 594-5518）

令和8年1月1日現在に北本市にお住まいで、確定申告書を提出しない人で、次のような人

会社員等で、勤務先から北本市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されない人

令和7年中に国外に居住し、該当期間中に日本国内の年金保険者より公的年金を受給されていた人

営業所得など給与（退職所得含む）・公的年金以外の所得がある人で、確定申告書提出の必要がない人

確定申告書を提出しない人で、市民税・県民税に適用を受けたい控除がある場合は、申告を行ってください。※前年中に課税対象となる所得がなかった人は申告の義務はありませんが、国民健康保険税の軽減や保育料算定等、市での手続きに影響する場合があるので、その際は所得が0である申告を行う必要があります。

2 どうやって申告するの？

確 = 確定申告

●スマートフォン・パソコン（オンライン）で自宅から申告

●自宅で作成した申告書を申告会場または市役所へ提出

※市役所は2月16日(月)～3月16日(月)のみ受付(土・日曜日、祝日除く)

※申請書は必ず封筒に入れ、封筒には氏名・住所を記入してください

●自宅で作成した申告書を国税局へ郵送（送付先は4ページに掲載）

市県 = 市民税・県民税申告

●申告会場（市役所・各地区公民館）へ申告書類を提出

●市役所へ申告書類を直接提出または郵送

●スマートフォン・パソコン（オンライン）で自宅から申告（NEW）（詳細は6ページ）

スマホ・パソコンで申告 確

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎ 0570-01-5901）
※土・日曜日、祝日、12月29日(月)～1月3日(土)を除く



確定申告には、ご自身のスマートフォン・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中、24時間いつでも、ご自宅から確定申告ができます。



▲確定申告書等作成コーナー

また、マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため便利です。事前準備が必要ですので、お早めの準備をお願いします。



申告会場（市役所・地区公民館／上尾税務署）で申告

ご自身で申告書類を作成できない場合は、市役所・各地区公民館および上尾税務署で相談を受け付けます。会場によって受付できる申告内容や、受付期間が異なりますので、あらかじめ

①市役所・地区公民館 確 市県

受付できる申告

給与や年金等の申告（確定申告、市民税・県民税申告）

※前年の所得が給与のみの人（年末調整済）で、毎年源泉徴収票を提出するだけの人は、源泉徴収票を税務課市民税担当（〒364-8633 北本市役所）に郵送することで、申告に代えることができます。

開設期間

会場によって異なります。詳細は下表をご覧ください。また、会場を変更、中止する場合があります。

月	日	時 間	会 場	対 象
2月	18日(水)	9:30	学習センター(公団)	地区指定なし
	19日(木)	15:30	中丸公民館	地区指定なし
	20日(金)		北部公民館	地区指定なし
3月	25日(水)		JR高崎線 西側に お住まいの人	
	26日(木)			
	27日(金)			
3月	2日(月)	9:00	市役所	
	3日(火)	15:30		
	4日(水)			
	5日(木)			地区指定なし
	6日(金)			地区指定なし
	12日(木)	9:30	南部公民館	地区指定なし
	13日(金)	15:30	西部公民館	地区指定なし

問 税務課市民税担当（☎ 594-5518）

注意事項

- 所得税の確定申告をした人は市民税・県民税の申告は不要です。
- 市役所開庁時間の変更に伴い、庁舎玄関の開錠時刻が8:30となりました。
- 長時間お待ちいただくことが予想されます。

確定申告のうち、 以下は市の会場でお受けできません

①青色申告	⑨貴金属等の総合譲渡所得に関する申告
②収支内訳書の記載のない事業所得	⑩投資信託等に係る配当等所得について事前に配当控除の集計をしていない申告（集計済みであっても配当等の交付状況や交付目論見書等の根拠資料を持参）
③申告分離課税に関する申告	※以下のような所得が該当しない申告（集計済みであっても配当等の交付状況や交付目論見書等の根拠資料を持参）
※以下のような所得が該当しない申告	・土地等の譲渡所得
・株式等の譲渡や分離配当等および利子所得（年間取引報告書内の配当等の金額の内、「上記以外のもの」の欄に所得が記載されている場合も該当）	・非居住者を扶養親族として追加する申告
の配当等の金額の内、「上記以外のもの」の欄に所得が記載されている場合も該当）	⑫外国税額控除の適用を受ける申告
・先物取引にかかる雑所得等	⑬提出済みの申告内容を訂正するための申告
・山林および退職所得	⑭暗号資産等の譲渡や権利行使に伴う雑所得の申告
④雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告	※①～⑭に該当しない場合でも、内容により相談を受け付けられない可能性があります。
⑤住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける人の申告	※会場での相談は、あくまでも申告書の作成に関する内容のものに限ります。有利不利に関する質問には回答できません。
⑥過年分の申告	⑧円換算での集計をしていない外国給与、外国年金等に関する申告
⑦消費税の申告	※相続税や贈与税その他の国税に関する内容の相談もできません。
⑨円換算での集計をしていない外国給与、外国年金等に関する申告	①～⑭の申告は上尾税務署へお越しください

①～⑭の申告は上尾税務署へお越しください